

舞鶴市骨髄等ドナー支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、骨髄及び末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の移植の推進を図るため、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業により骨髄等の提供を行った者に対し、補助金等の交付に関する規則(以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で舞鶴市骨髄等ドナー支援助成金(以下「助成金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業」とは、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)第2条第5項に規定する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業により骨髄等の提供を行った者で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄等の提供を行った日(以下「骨髄等提供日」という。)において、舞鶴市内に住所を有すること。
- (2) 国、地方公共団体等が実施する他の制度により骨髄等の提供に係る助成等を受けていないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、骨髄等の提供又はその準備等のために行った次に掲げる通院、入院又は面談(骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害の治療等に係るものを除く。以下「通院等」という。)の日数に2万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血採血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院

(4) その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院等

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する申請書は、舞鶴市骨髄等ドナー支援助成金交付申請書(様式第1号)によるものとし、骨髄等提供日から90日以内に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類

(2) 骨髄等の提供に係る通院等をしたこと及び当該通院等をした日を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額確定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、速やかにその内容等を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その結果を舞鶴市骨髄等ドナー支援助成金交付決定及び額確定通知書(様式第2号)又は舞鶴市骨髄等ドナー支援助成金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成27年4月1日以後に行った骨髄等の提供に係る助成金から適用する。

(申請書の提出期限の特例)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に骨髄等を提供した場合については、第5条の規定にかかわらず、施行日の翌日から起算して90日以内に同条の申請書等を市長に提出しなければならないものとする。

様式第1号(第5条関係)

舞鶴市骨髄等ドナー支援助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住 所 〒

氏 名 ㊞

電話番号

舞鶴市骨髄等ドナー支援助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請内容

フリガナ 氏 名	生年 月 日	年 月 日
骨髄等の提供を 行った日の住所	〒	
申請金額	円	
骨髄等の提供に係る 通院又は医師等との 面談をした日	年 月 日	年 月 日
骨髄等の提供に係る 入院をした期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	

2 振込口座 (次の口座に振込みを依頼します。)

フリガナ 口座名義人			
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	銀行・信用金庫・協同組合 本店・支店			
	種 別	<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通	番 号	
ゆうちょ銀行	記 号		番 号	

※提供者本人以外の口座には振込できません。

3 確認事項

- 私は、他の制度による骨髄等の提供に係る助成等を受けていません。
- 私は、市が、審査に必要な情報(住民基本台帳、市税納付状況、通院等の状況等)を確認、調査等することに同意します。

署名 _____

4 添付書類

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院等をしたこと及び当該通院等をした日を証する書類
- (3) その他()